

第二十八号様式の九(立札・看板作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 立札・看板作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 数
設置することができる選挙事務所の数×3
 - 限度額
56,613円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 4(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8)
 - (2) 限度額
53,601円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 5(参議院合同選挙区選挙にあつては10)
 - (2) 限度額
40,954円×確認された作成数